

○南房総市三芳新規就農支援施設の設置及び管理に関する条例

平成18年3月20日

条例第166号

改正 平成22年12月17日条例第31号

平成25年12月19日条例第50号

令和元年9月27日条例第10号

(設置)

第1条 市は、南房総市農業の全体的な振興を図るため、広く農業外から人材を集め育成するための支援施設として、南房総市三芳新規就農支援施設（以下「支援施設」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 支援施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
南房総市三芳新規就農支援施設	南房総市山名1817番地1

(使用の種類)

第3条 支援施設の使用の種類は、次に掲げるものとする。

- (1) 試験入居 農業習得のためにする入居で、3年以内のもの
- (2) 一時利用 南房総市に農業の研修、実験等に訪れ、一時的に使用することで1月を超えない期間のもの

(使用の許可)

第4条 支援施設を使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。ただし、前条第1号の使用については、市長が別に定める基準により、新規就農の認定を受けなければならない。

2 市長は、前項の許可に支援施設の管理上必要な条件を付することができる。

(使用の不許可)

第5条 市長は、支援施設を使用しようとする者が次の各号のいずれかに該当する場合は、支援施設の使用を許可しないことができる。

- (1) 第3条第1号の使用については、前条第1項の認定ができないとき。
- (2) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。
- (3) 支援施設の管理上支障があるとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるとき。

(使用)

第6条 第4条第1項の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、市長が指示した事項に留意し、常に善良な使用者としての注意をもって使用しなければならない。

(使用許可の取消し等)

第7条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当する場合は使用を停止させ、若しくは使用の許可を取り消し、又は退場を命ずることができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。
- (2) この条例に基づく許可の条件に違反したとき。
- (3) 許可を受けた目的以外に使用することが明らかになったとき。
- (4) 支援施設の管理上、市長が必要と認めてする指示に従わないとき。
- (5) 偽りその他不正な行為により支援施設の許可を受けたことが明らかになったとき。

(使用料)

第8条 使用者は、別表に定める額の使用料を納付しなければならない。ただし、市長は、規則で定めるところにより使用料を減額し、又は免除することができる。

(原状回復義務)

第9条 使用者は、支援施設の使用を終わったとき、又はその使用許可を取り消されたときは、直ちに支援施設を原状に回復しなければならない。

(損害賠償)

第10条 使用者は、支援施設を破損し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めたときは、この限りでない。

(委任)

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成18年3月20日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の三芳村新規就農支援施設の設置及び管理に関する条例（平成13年三芳村条例第6号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成22年12月17日条例第31号）

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成25年12月19日条例第50号）抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(使用料及び利用料金に関する経過措置)

- 2 使用料及び利用料金（以下「使用料等」という。）に係るこの条例による改正後のそれぞれの条例の規定は、この条例の施行の日以後に行う利用等の許可等に係る使用料等について適用し、同日前に行う利用等の許可等に係る使用料等については、なお従前の例による。

附 則（令和元年9月27日条例第10号）抄

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(使用料及び利用料金に関する経過措置)

- 2 使用料及び利用料金（以下この項において「使用料等」という。）に係るこの条例による改正後のそれぞれの条例の規定は、この条例の施行の日以後に行う利用等の許可等に係る使用料等について適用し、同日前に行う利用等の許可等に係る使用料等については、なお従前の例による。

別表（第8条関係）

区分	単位	金額
認定新規就農者（試験入居）	1棟につき1月	35,000円

認定新規就農者（一時利用）	1棟につき1日	2,240円
---------------	---------	--------

備考

- 1 使用期間に1月未満の端数があるときは、日割りにより使用料の額を計算する。
- 2 日割りした額に10円未満の端数が生じたときは、その端数は、切り捨てるものとする。
- 3 支援施設の使用における光熱水費その他維持管理に要する費用（その額に10円未満の端数が生じたときは、その端数は、切り捨てる。）は、使用者が負担するものとする。